

令和5年度川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

この調査結果は、「令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」
(以下「神奈川県の調査」という。)における本市の状況をまとめたものです。

- 1 概要
- 2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況
- 3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況
- 4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

令和6年11月19日
川崎市教育委員会

1 概要

調査の目的

本市の小・中学校に在籍する児童生徒の問題行動・不登校等の実態を把握・分析することにより、学校等における児童生徒指導上の取組のより一層の充実を図り、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくこと。

調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

調査対象学校数(児童生徒数)

小学校114校（73,727人）、中学校52校（29,832人）

調査内容及び結果

	小学校	中学校	計
暴力行為の発生件数	194件	145件	339件
1,000人当たり	2.6件	4.9件	3.3件
いじめの認知件数	5,192件	280件	5,472件
1,000人当たり	70.4件	9.4件	52.8件
長期欠席者数	2,062人	2,040人	4,102件
不登校児童生徒数	1,435人	1,826人	3,261件
1,000人当たり	19.5人	61.2人	31.5件

※「1,000人当たり」とは、1,000人当たりの出現数を表しています。

1 概要

◇神奈川県調査における暴力行為の定義等

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

①「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む。）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
- ・教師の胸倉をつかんだ。
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
- ・養護教諭目掛けて椅子を投げつけた。
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った。
- ・その他、教職員に暴行を加えた。

②「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る。）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた。
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた。

③「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く。）に対して暴行を加えた。

④「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・トイレのドアを故意に壊した。
- ・補修を要する落書きをした。
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・他人の私物を故意に壊した。
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象としている。

1 概要

◇文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号））をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

- （注1） 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。
例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。
- （注2） 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。
- （注3） 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。
- （注4） 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- （注5） けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

1 概要

◇神奈川県調査における「長期欠席者」及び「不登校」等の定義等

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和5年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときには、主な理由を1つ選ぶ。

○「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。
（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

○「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」をいう。

○「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」をいう。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」をいう。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよい認めた日」として指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

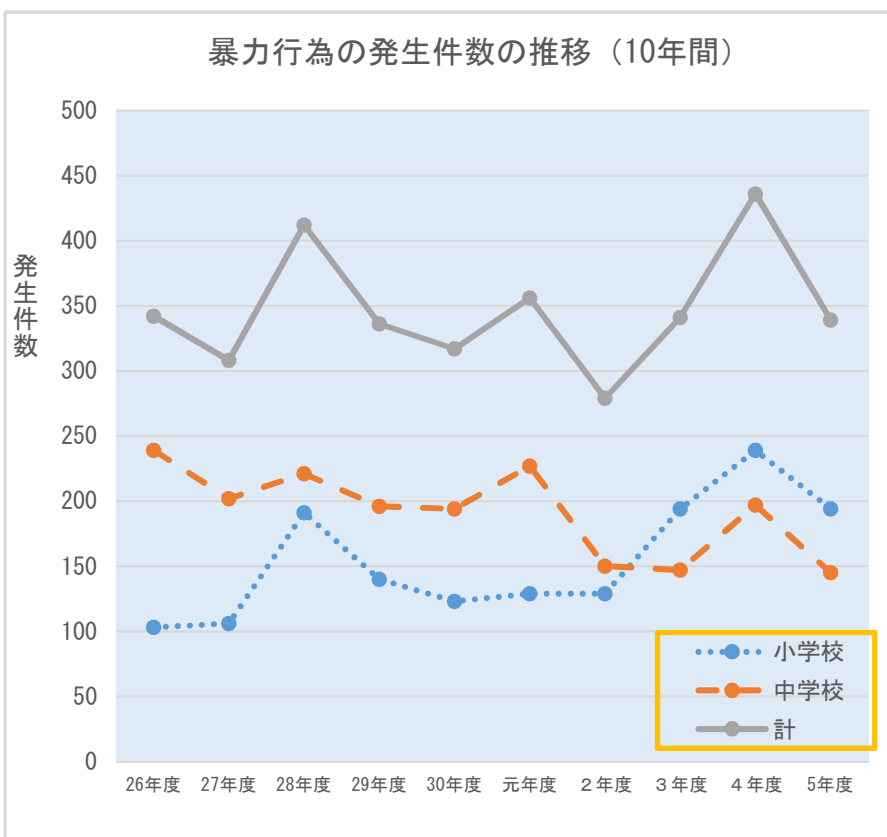
2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生件数の推移

小学校における暴力行為の件数は194件で、昨年度から45件減少しています。中学校における暴力行為の件数は145件で、昨年度から52件減少しています。

(件)

		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
小学校	発生件数	129	129	194	239	<u>194</u>
	1,000人 当たり	1.7	1.7	2.6	3.2	2.6
中学校	発生件数	227	150	147	197	<u>145</u>
	1,000人 当たり	7.8	5.1	4.9	6.6	4.9
合計	発生件数	356	279	341	436	339
	1,000人 当たり	3.4	2.7	3.3	4.2	3.3



※「1,000人当たり」とは、1,000人当たりの出現数を表しています。

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移

暴力行為の形態別発生件数は、小・中学校ともに「生徒間暴力」が最も多く、全体に占める割合は小・中学校ともに7割強でした。

(件)

	形態	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	対教師暴力	34	38	38	31	31
	<u>生徒間暴力</u>	75	54	124	174	<u>137</u>
	対人暴力	2	3	2	0	2
	器物損壊	18	34	30	34	24
	合計	129	129	194	239	194
中学校	対教師暴力	38	13	16	16	8
	<u>生徒間暴力</u>	140	98	96	138	<u>111</u>
	対人暴力	6	6	1	1	2
	器物損壊	43	33	34	42	24
	合計	227	150	147	197	145

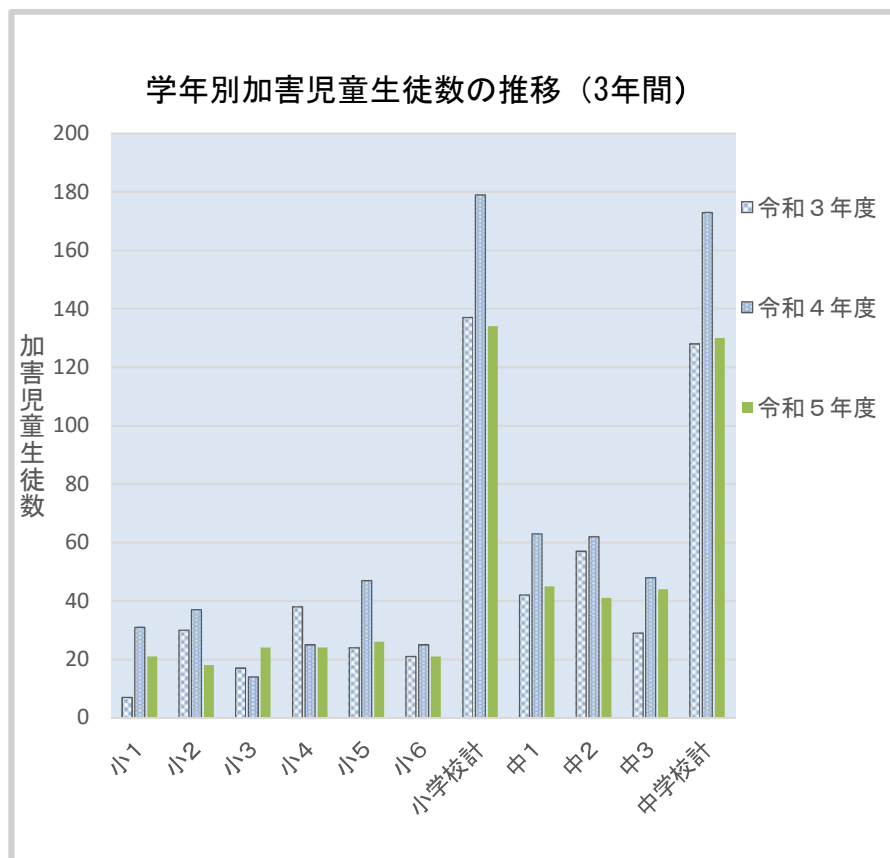
2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(3) 学年別の加害児童生徒数の推移

学年別の加害児童生徒数は、小学3年生以外の全ての学年で減少しています。

(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計
令和3年度	7	30	17	38	24	21	137	42	57	29	128
令和4年度	31	37	14	25	47	25	179	63	62	48	173
令和5年度	21	18	24	24	26	21	134	45	41	44	130



2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(4) 2回以上の暴力行為を行った児童生徒数の推移

2回以上の暴力行為を起こした児童生徒数は、小学校は15人で、昨年度から12人減少しています。中学校は7人で、昨年度から11人減少しています。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	26	21	23	27	15
中学校	30	13	20	18	7

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(5) 今後の対応について

・暴力行為については、暴力を明確に否定し、き然とした態度で指導を行うとともに、暴力という現象のみに目を向けるのではなく、その行為に至った要因や背景に注目し、心情や内面の理解を深めて丁寧に寄り添った支援に努め、学校と関係機関との連携も図りながら減少に努めてまいります。

・児童生徒がコミュニケーション能力や感情をコントロールするスキル等が身につけられるよう、引き続き、共生＊共育プログラムや様々な教育活動を通して、人間関係づくりのスキル向上に取り組んでまいります。

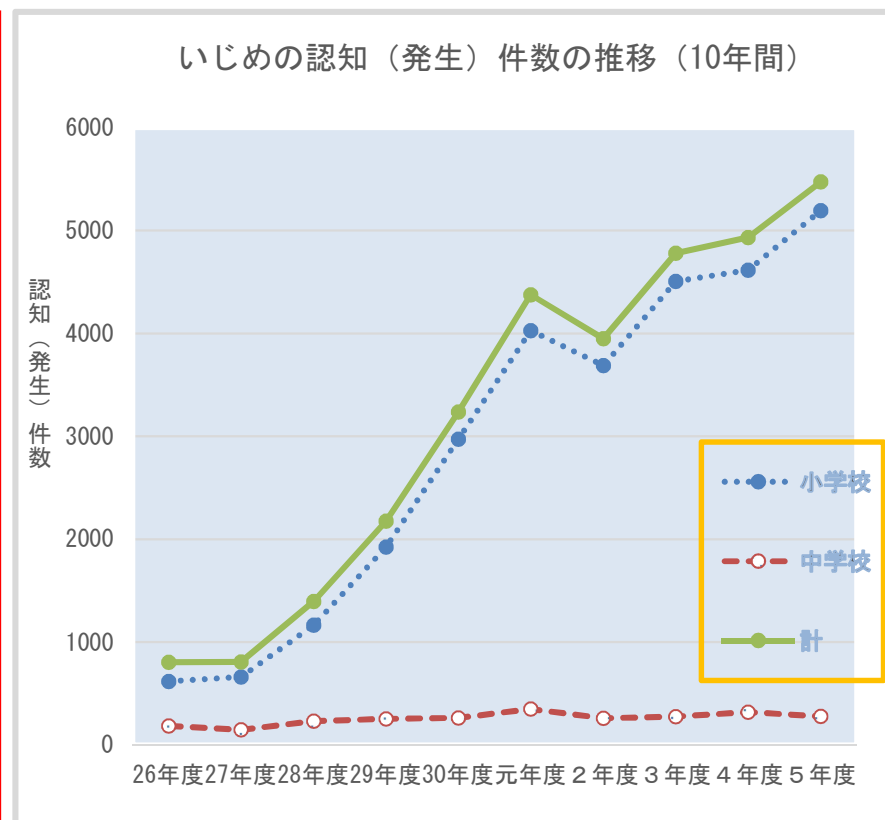
3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知件数の推移

いじめの認知件数は、小学校は5,192件で、昨年度から578件増加しています。中学校は280件で、昨年度から38件減少しています。

(件)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校	認知件数	4,027	3,688	4,506	4,614	<u>5,192</u>
	1,000人当たり	54.2	49.7	60.8	62.2	70.4
中学校	認知件数	349	260	275	318	<u>280</u>
	1,000人当たり	12.0	8.8	9.17	10.6	9.4
合計	認知件数	4,376	3,948	4,781	4,932	5,472
	1,000人当たり	42.3	38.0	45.9	47.3	52.8



※「1,000人当たり」とは、1,000人当たりの出現数を表しています。

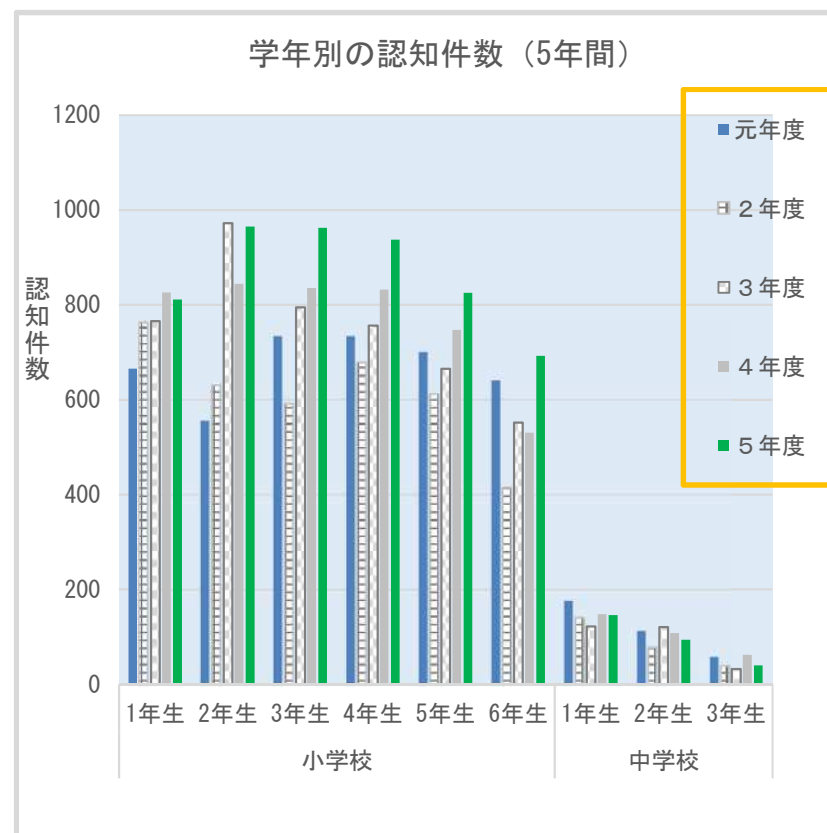
3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(2) いじめの学年別認知件数

いじめの学年別認知件数は、小学校は1年生以外の全ての学年で増加しています。中学校は全ての学年で減少しています。

(件)

年度	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
令和元年度	665	556	733	733	700	640	4,027	177	113	59	349	4,376
令和2年度	762	630	591	678	612	415	3,688	141	79	40	260	3,948
令和3年度	766	972	795	756	665	552	4,506	122	121	32	275	4,781
令和4年度	826	844	835	832	747	530	4,614	148	108	62	318	4,932
令和5年度	811	965	962	937	825	692	5,192	146	94	40	280	5,472



3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(3) いじめの態様別認知件数

いじめの態様別認知件数は、小・中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多くなっています。

(件)

項 目	令和 4 年度		令和 5 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
<u>冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。</u>	2,215	175	<u>2,744</u>	<u>161</u>
仲間はずれ、集団による無視をされる。	494	36	483	43
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1,036	35	1,327	26
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	215	9	121	13
金品をたかられる。	35	2	38	4
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	343	13	462	13
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	534	11	488	16
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	115	70	120	52
その他	13	11	18	0

※複数回答

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(4) いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけは、小・中学校ともに「本人からの訴え」が最も多くなっています。

(件)

項 目		令和 4 年度		令和 5 年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見した。		2,140	100	2,698	75
内 訳	学級担任が発見した。	730	59	827	38
	学級担任以外の教職員が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	73	26	72	24
	養護教諭が発見した。	10	1	6	3
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見した。	14	0	5	0
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	1,313	14	1,788	10
学校の教職員以外からの情報により発見した。		2,474	218	2,494	205
内 訳	<u>本人からの訴え</u>	1,356	122	<u>1,215</u>	<u>105</u>
	児童生徒（本人）の保護者からの訴え	832	62	1,021	80
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	197	24	198	10
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	81	7	50	8
	地域の住民からの情報	4	1	3	0
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	3	1	7	2
	その他（匿名による投書など）	1	1	0	0
計		4,614	318	5,192	280

※複数回答

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(5) いじめられた児童生徒の相談の状況

いじめられた児童生徒の相談の状況は、小・中学校ともに「学級担任に相談した」が最も多くなっています。

(件)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
<u>学級担任に相談した。</u>	3,452	220	<u>4,190</u>	<u>203</u>
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	520	73	454	79
養護教諭に相談した。	95	6	42	5
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	62	5	44	8
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	17	4	14	6
保護者や家族等に相談した。	1,404	91	1,515	102
友人に相談した。	449	26	426	14
その他（地域の人など）に相談した。	23	0	30	3
誰にも相談していない。	395	1	163	3

※複数回答

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(6) いじめの解消の推移

いじめの解消率は、小学校は83.0%で、昨年度より5ポイント改善をしています。中学校は75.0%で、昨年度より4.6ポイント下回っています。

小学校	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6年 7月20日
① 解消しているもの※ (件)	2,944	2,588	3,484	3,599	4,311	5,068
解消率 (①／認知件数×100)	73.1%	70.2%	77.3%	78.0%	83.0%	97.6%
中学校	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6年 7月20日
① 解消しているもの※ (件)	286	199	225	253	210	249
解消率 (①／認知件数×100)	81.9%	76.5%	81.8%	79.6%	75.0%	88.9%
計	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6年 7月20日
① 解消しているもの※ (件)	3,230	2,787	3,709	3,852	4,521	5,317
解消率 (①／認知件数×100)	73.8%	70.6%	77.6%	78.1%	82.6%	97.2%

※解消しているもの（解消の要件）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する（令和5年度文部科学省調査から抜粋）。

※令和6年7月20日の数字は、昨年度末時点のいじめの認知件数について、同日時点で解消しているものを示したものです。

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(7) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

学校におけるいじめの問題に対する日常の取組では、「地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」等の対応を行った学校数が少ないことから、地域の関係機関や団体等との連携協力が進んでいないことがうかがえます。

(校)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	114	52	114	52
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	114	52	114	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	114	52	114	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	114	52	114	52
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	114	52	114	52
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	114	52	114	52
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	114	52	114	52
<u>P T A など地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。</u>	49	23	<u>57</u>	<u>31</u>
<u>いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。</u>	45	25	<u>76</u>	<u>40</u>
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	112	52	114	52
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	114	52	114	52
学校いじめ防止基本方針に定めたとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	114	52	114	52

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(8) 今後の対応について

・引き続き、6月から7月末までの任意の1か月間を、児童生徒指導点検強化月間として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めるとともに、組織的な対応が実践されるよう、令和5年3月に改訂した「いじめの初期対応の手引き」等を活用し、教員向けの校内外の研修を充実してまいります。

・いじめに対しては、全教職員が、どこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こり得る問題であるとの認識のもと、自らの問題として切実に受けとめ、「いじめを許さない」姿勢を示し、いじめの起きにくい学校の風土づくりに努めるとともに、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止や早期発見及び迅速かつ適切な対応が組織的にできる各学校の体制づくりへの支援に努めてまいります。

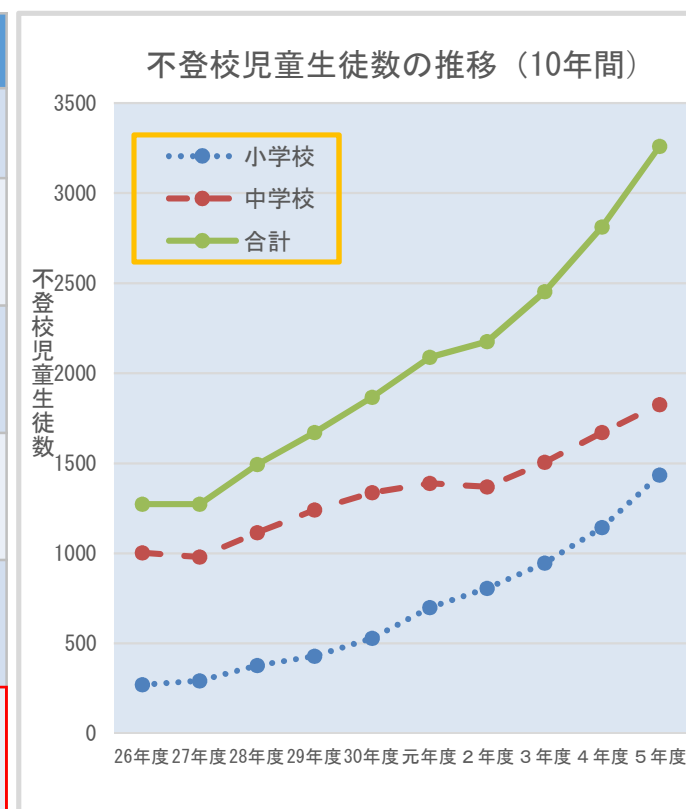
4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 理由別長期欠席者数の推移

理由別長期欠席者数の推移では、令和5年度の小学校の不登校児童数は1,435人で、昨年度から291人増加し、中学校の不登校生徒数は1,826人で、昨年度から154人増加しています。

(人)

年度	小学校					中学校				
	長欠	病気	不登校	コロナの感染回避	その他	長欠	病気	不登校	コロナの感染回避	その他
令和元年度	1,009	158	700	－	151	1,616	187	1,389	－	40
令和2年度	1,271	164	807	190	110	1,689	169	1,370	119	31
令和3年度	1,997	238	947	620	192	1,877	264	1,506	75	32
令和4年度	1,770	318	1,144	93	215	2,012	241	1,672	66	33
令和5年度	2,062	446	<u>1,435</u>	－	181	2,040	182	<u>1,826</u>	－	32



※令和5年度から、新型コロナウイルスの感染回避の項目が削除されました。

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(2) 不登校児童生徒と欠席日数別不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数は、小・中学校ともに過去5年間で最多となっています。また、90日以上欠席し、不登校の状態が長期化している児童生徒も過去5年間で最多となっています。

			令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数
小学校	不登校児童		700	9.4	807	10.9	947	12.8	1,144	15.4	1,435	19.5
		30日～89日	416	5.6	457	6.2	549	7.4	591	8.0	772	10.5
		90日以上	284	3.8	350	4.7	398	5.4	553	7.5	663	9.0
中学校	不登校生徒		1,389	47.6	1,370	46.1	1,506	50.2	1,672	55.6	1,826	61.2
		30日～89日	473	16.2	571	19.2	525	17.5	593	19.7	570	19.1
		90日以上	916	31.4	799	26.9	981	32.7	1,079	35.9	1,256	42.1
合計	不登校児童生徒		2,089	20.2	2,177	21.0	2,453	23.6	2,816	27.0	3,261	31.5
		30日～89日	889	8.6	1,028	9.9	1,074	10.3	1,184	11.4	1,342	13.0
		90日以上	1,200	11.6	1,149	11.1	1,379	13.2	1,632	15.7	1,919	18.5

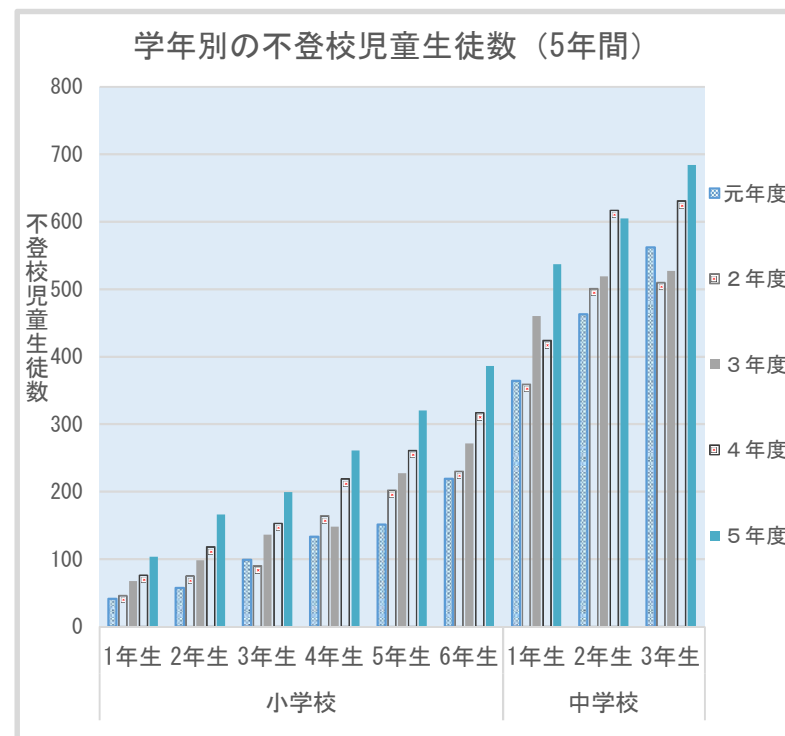
4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(3) 学年別不登校児童生徒数の推移

中学2年生以外の全ての学年において、過去5年間で最多となっており、学齢が上がるに従って、不登校児童生徒数が増えています。令和元年度と比較すると、小学生低学年の増加が顕著です。

(人)

校種	学年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	1年	41	46	67	76	103
	2年	57	75	98	118	166
	3年	99	90	136	153	199
	4年	133	164	148	219	261
	5年	151	202	227	261	320
	6年	219	230	271	317	386
	合計	700	807	947	1,144	1,435
中学校	1年	364	359	460	424	537
	2年	463	501	519	617	605
	3年	562	510	527	631	684
	合計	1,389	1,370	1,506	1,672	1,826



4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(4) 不登校児童生徒について把握した事実

小・中学校とも「不安・抑うつ」の相談があった」が最も多く、次いで「学校生活に対してやる気がない等の相談があった」が多くなっています。

(人)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		いじめの被害の情報や相談があった	いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気がない等の相談があった	不安・抑うつ」の相談があった	障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった
小学校	把握した事実	14	153	85	237	31	36	75	243	252	13	347	600	158	137
中学校	把握した事実	12	245	22	226	13	9	77	144	274	67	524	774	34	33

※令和5年度から「不登校の要因」から「不登校児童生徒について把握した事実」に変更されました。

※複数回答可

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(5) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒の割合

指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の割合は、小学校は37.8%で、昨年度より3.2ポイント上回り、中学校は23.8%で、昨年度より0.5ポイント上回っています。

(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	児童数	205	328	351	396	542
	割合	29.3%	40.6%	37.1%	34.6%	<u>37.8%</u>
中学校	生徒数	272	348	352	390	435
	割合	19.6%	25.4%	23.4%	23.3%	<u>23.8%</u>
合計	児童生徒数	477	676	703	786	977
	割合	22.8%	31.1%	28.7%	27.9%	30.0%

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(6) 今後の対応について

不登校児童生徒が増加につきましては、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられますが、その要因は、多様であり複合的な場合もあります。

本市では、不登校児童生徒が過去最多となっている現状等を踏まえ、これまでの取組を改めて見直し、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、本年7月に本市の基本的な方針となる「不登校対策の充実に向けた指針」を作成いたしました。

今後、本指針に基づき、「チーム学校による校内支援の充実」「多様な教育機会の確保」「関係機関との連携強化」を取組の柱として、不登校対策を総合的に推進してまいります。